社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和５年度第４回理事会　議事録

招集通知年月日　令和５年１１月８日（水）
開　催　日　時　令和５年１２月５日（火）１３時３０分～１４時０５分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター２階研修室
出席した役員　理事１０名（理事定数６名以上１２名以内）
満安真由美、坂元京子、有川俊一郎、柿木原康雄、小倉勝彦、石田操、渡瀬登、林典生、島津久友、杉元智子
監事２名（監事定数２名以上３名以内）
髙野眞、坊野国治
欠席した役員　理事２名
平井泉、堀江幸治
監事１名
柿木一範
説明のため出席した職員　事務局１１名
大田勝信、櫻田賢治、黒原清美、大牟田智子、森山慎悟、田村真一郎
白尾清美、星村太一、又木勝人、栗山将平、井上優子
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事の結果

定刻に出席予定の理事、監事が全員揃ったことから、事務局井上優子が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、有川俊一郎理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、髙野眞監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第４号	職務執行状況報告について	承認
報告第５号	専決処分した事件の報告について 専決第３号　社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規定の一部を改正する規定の制定について	承認
報告第６号	職員の懲戒処分について	承認
議案第１２号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第３号）について	可決
議案第１３号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会評議員選任候補者の推薦について	可決

終　了　時　刻　１４時０５分

議事の経過

有川俊一郎議長「それでは議事に入らせていただきます。まず、報告第４号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「報告第４号職務執行状況報告についてでございます。定款第２１条第５項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事（業務執行理事）の職務執行状況報告を行うものでございます。まず会長の職務執行状況について報告をさせていただきます。報告する期間につきまして、前回の理事会以降、令和５年６月１４日から令和５年１２月４日までが報告期間となっております。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子常務理事「引き続き、常務理事の業務執行状況について報告を行います。報告の期間については会長と同じでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

髙野眞監事「職員採用についてお伺いしたいことがあります。今年度で退職する予定の職員は何名いらっしゃいますか。」

事務局大田勝信「今年度の定年退職予定者は認定こども園で１名で、定年以外での退職が現時点で分かっている方が数名ということで、確定ではございませんが回答させていただきます。」

髙野眞監事「人数に関しては間に合うということで間違いないでしょうか。」

事務局大田勝信「来年度の事業展開を見据えての合格者数ということにしております。」

髙野眞監事「ありがとうございます。」

議長「他にございませんか。それでは質問がないようですので報告第４号については報告のとおりといたします。」

議長「続きまして、報告第５号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「専決第３号社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について、定款第２８条第１項第１号の規定に基づき、専決処分したので報告いたします。今回宮崎県の最低賃金が改定になりましたので、それに伴う臨時職員とパート職員の賃金表の改定になります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので報告第５号については報告のとおりといたします。」

議長「続きまして、報告第６号職員の懲戒処分について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局大田勝信「報告第６号職員の懲戒処分について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会就業規則第６３条並びに第６４条、社会福祉法人都城市社会福祉協議会職員の懲戒処分等の基準に関する規程第１０条第１項の規定により、理事会に報告するものとなります。別紙説明の前にここまでの経過を少し報告させていただきます。今回の懲戒処分にあたる事案が生じたのが、令和５年１月２日熊本県警管轄内の高速道路で制限制度を５０キロ超過するという交通法規違反が発生したことによります。当該処分の対象となる職員は令和５年４月１日採用となる職員で、入職前の事案ということになります。本会の認定こども園職員として採用し、その後にこの事案報告が７月初旬にあり、８月３０日付で運転免許停止処分書が本人に届き、令和５年９月６日から１２月４日までの運転免許停止処分というところで判明しました。そのため懲戒処分の決定第６４条会長が招集する職員懲戒委員会において審議し、１０月１８日付で会長から諮問があり、１０月３１日に委員５名で構成する委員会を開催、１１月８日付で答申を行い、同日に本人に懲戒処分の通知が行われたという経過になります。職員の懲戒処分の内容についてですが、理事会においては氏名を公表しますが、会議以外においては公表する予定がないことをあらかじめお断りをさせていただきます。著しい速度超過の悪質な交通法規違反ということで処分内容は戒告となります。その理由としましては、高速道路において５０キロ超速度超過違反による運転免許停止を受けましたが、入職前の事案であり初犯であるということを参酌して、戒告という処分で答申しそのままの処分が課されたということになります。」

議長「ただいまの報告につきまして、ご質問等はございませんか。」

林典生理事「懲戒処分に関しては反対ではなく、むしろ懲戒を受けた職員へのフォローアップについて、私共も学生が懲戒処分を受けた時に、加害者側・被害者側になる場合もありフォローアップを行うのですが、懲戒を受けた職員に対してフォローアップをされているというこ

とでよろしいでしょうか。」
　事務局黒原清美「園長からたびたび報告が上がっており、電話でのフォローであったり直接本人が出向いて話をしたいということもあり、話を聞くという対応をしておりました。」
　議長「他にございませんか。」
　髙野眞監事「この職員は現在どのような勤務をされているのか心配しましたが、話を聞いて安心したところです。お若い方でしょうか。新卒ではないのでしょうか。」
　事務局黒原清美「２０代で新卒ではありません。」
　髙野眞監事「コンプライアンスを遵守するということは社協の仕事の中だけでなく大事なことです。監事としていろいろと報告をさせていただいたことがあるのですが、遵守するということはとても大事で、法律違反は基本的にないほうがよく、理由があったとしても悪いことは悪いこととしてきちんとお話をし、交通安全運転管理者もおりますので、採用する際に総務のほうで入職前に安全運転に関する事前研修を徹底して行ったり、出歩くことが多いヘルパーに関しても安全運転管理者が気を付けておくことが大事だと思います。コンプライアンスの遵守ということと、ソーシャルアドミニストレーションといいますか、ガバナンスといってもいいんでしょうけれども、職員が安心して働けるような場所や環境を管理しつつ、そういう環境を作っていくのが理事であったり役職員の務めであり、日頃伝えていく努力というものも必要かと思います。業務報告書はいいものが出来上がっていますので、業務上のことだけでなく環境を整えていくようなことを考えながら、社協として今後このようなことが無いように気を付けていただければと思っています。」
　議長「他にございませんか。」
　議長「質問がないようですので報告第７号については報告のとおりといたします。」
　議長「続きまして、議案第１２号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第３号）について、事務局より説明をお願いいたします。」
　事務局櫻田賢治「議案第１２号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第３号）について、定款細則第１５条第１項第１号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）
　議長「ただいまの議案につきまして、ご質問等はございませんか。」
　議長「質問がないようですので議案第１２号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」
　“異議なし”の声あり、
　議長「異議なしと認めます。従いまして議案第１２号は原案のとおり可決されました。」
　議長「続きまして、議案第１３号社会福祉法人都城市社会福祉協議会評議員選任候補者の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。」
　事務局櫻田賢治「議案第１３号社会福祉法人都城市社会福祉協議会評議員選任候補者の推薦について都城市社会福祉協議会評議員選任候補者の推薦ということで、今回企業代表の方と社会福祉普及推進校代表の方が代わりましたので議案として提案するものです。（以下、企業代表が宮崎銀行都城営業部営業部長和田健一朗氏、社会福祉普及推進校代表が都城市社会普及推進校連絡会会長川島正寛氏となる旨、資料に基づき説明。）
　議長「ただいまの議案につきまして、ご質問等はございませんか。」
　議長「それでは質問がないようですので議案第１３号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」
　“異議なし”の声あり、
　議長「異議なしと認めます。従いまして議案第１３号は原案のとおり可決されました。」
　議長「それでは、以上で議題はすべて終了いたしましたので、議長の役目は解任させていた

だきます。ご協力ありがとうございました。」

事務局井上優子「以上をもちまして令和５年度第４回理事会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和５年　１２月　　日

会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

監事 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印